

4 日 獣 発 第 58 号  
令和 4 年 5 月 25 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 獣医師及び動物愛護管理行政担当者のための マイクロチップの装着・読取りガイドラインの送付について

このことについて、令和4年5月23日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

このたびの通知は、マイクロチップの装着等を行う獣医師、愛玩動物看護師及び行政担当者に向けて、マイクロチップの装着から読取り、登録確認等の流れについて示した「マイクロチップの装着・読取りガイドライン」を都道府県及び政令市あてに通知したことについて周知を依頼されたものです。

一方、本ガイドラインに示されているのは改正動愛法に基づく法定登録の流れであり、一般の獣医師による登録確認や情報検索はできないこととされています。確認等が必要な場合は、都度専用コールセンター（03-6384-5320）までお問合せ下さい。なお、A I P Oデータベースは従来通りの運用であり、獣医師による検索が可能です。

つきましては、貴会会員及び関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件の問合せ先

公益社団法人日本獣医師会

担当：本田・中村・畠山・松岡

TEL : 03-3475-1601